

令和6年度

包括外部監査の結果報告書【概要版】

<テーマ>

外郭団体等に係る財務事務等の執行について

※概要版は、監査事務局において包括外部監査の結果報告書を要約し作成したものです。

令和7年2月

1 外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び姫路市外部監査条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

(2) 監査のテーマ

外郭団体等に係る財務事務等の執行について

(3) 監査のテーマの選定理由

姫路市では、基本財産を出資若しくは出えん、または継続的に人的若しくは財政的に関与している下記 9 団体（令和 5 年度末現在）を外郭団体として位置付けている（姫路市外郭団体指導調整要綱第 2 条別表）。また、その他、下記のとおり外郭団体以外にも姫路市が出資している会社法法人（うち、25%以上出資法人は 4 団体（令和 5 年度末現在））がある。

この外郭団体等と連携を図りながら民間の人材や知識、資金等を活用することにより、市民のニーズに即した多様な公共サービスを提供しており、福祉や文化、まちづくりなどさまざまな分野で活動を行っている。そのため、姫路市は、外郭団体等に対して、出資、出えん、委託料、補助金等を支出している。

【外郭団体の一覧】

団体名	基本金	市出資金	出資比率
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	80,000,000円	80,000,000円	100%
公益財団法人姫路市中小企業共済センター	100,000,000円	100,000,000円	100%
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	5,000,000円	5,000,000円	100%
公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター	152,690,000円	102,400,000円	67.1%
公益財団法人姫路市救急医療協会	40,200,000円	20,200,000円	50.2%
公益財団法人姫路市文化国際交流財団	1,109,396,910円	100,000,000円	9.01%
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	8,000,000円	0円	0%
公益社団法人姫路市シルバー人材センター	—	—	—
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	—	—	—

【他の出資法人】

団体名	基本金	市出資金	出資比率
姫路ウォーターフロント株式会社	200,000,000円	136,000,000円	68% (*1)
イーグレひめじ管理株式会社	61,000,000円	30,000,000円	49.2%
アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	50,000,000円	24,000,000円	48%
株式会社姫路ポートセンター	373,500,000円	96,000,000円	25.7%

(*1) 姫路ウォーターフロント株式会社への出資比率は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構からの出資(56,000,000円・28%)を含めたものである

一方、姫路市では、高齢社会の進行による医療や介護などの社会保障費の増加のほか、公共施設等の老朽化に伴う多額の改修・更新経費などにより、歳出の増加が見込まれている中で、近い将来、本格的な人口減少に伴い税収減が見込まれるなど歳入についても減少することが予想され、今後、厳しい財政運営となることを見込まれる。

このため、姫路市では、令和2年3月に令和2年度～令和6年度（5年間）における『姫路市行財政改革プラン2024』を策定し、「組織・人」「予算」「仕組み」に関する3つの基本方針のもと、8つの戦略を掲げ、行財政改革に取り組んでいる。そのプランの中の戦略8 連携と共創による事業の推進において、外郭団体の活動支援と活性化が掲げられており、公共・公益性が高い事業を効率的に実施するため、民間企業と同様の機動的な経営が可能な外郭団体を活用し、福祉・医療、観光、文化・芸術、スポーツ、地場産業、緑化事業など、様々な分野でサービスを提供しており、引き続き、各団体の健全経営を維持しつつ、姫路市と一体となって市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供している。

このことから、外郭団体の事業の効率性、ガバナンスのあり方、事業のあり方など、団体の経営が適正に行われているかを検証することは、姫路市の行財政改革にとって、有効であると考えられる。

<姫路市行財政改革プラン2024（抜粋）>

基本方針3 〔仕組み〕
生産性の向上と連携・共創の推進
戦略8 連携と共創による事業の推進
民間事業者等の活力を活用した様々な事業手法により、新たな行政サービスの提供や質の向上、業務の効率化を図ります。また、自治会やNPO、外郭団体等の多種多様な団体との連携を強化し、市と一体となって魅力あるまちづくりの実現を目指します。
24 外郭団体の活動支援と活性化
公共・公益性が高い事業を効率的に実施するため、民間企業と同様の機動的な経営が可能な外郭団体を活用し、福祉・医療、観光、文化・芸術、スポーツ、地場産業、緑化事業など、様々な分野でサービスを提供しています。引き続き、各団体の健全経営を維持しつつ、市と一体となって市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供していきます。

(4) 包括外部監査人と補助者

【包括外部監査人】

公認会計士 合田 幹孝

【補助者】

公認会計士 道幸 尚志 公認会計士 竹川 正剛

公認会計士 因幡 健 公認会計士 畑山 直久

公認会計士 山本 康善 弁護士 太田 悠子

(5) 監査対象部署

- ・監査対象とした外郭団体等及び当該外郭団体等の所管課(室)(下記のとおり。所管課(室)は令和5年4月1日現在)
- ・補助金の交付については、交付元の部署、業務委託・指定管理については、発注元の部署
- ・各外郭団体等を総括的に管理する行政経営課

名 称	所管課(室)	備考
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	企画政策室	
公益財団法人姫路市中小企業共済センター	労働政策課	
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	地域福祉課	
公益財団法人姫路市救急医療協会	地域医療課	
公益財団法人姫路市文化国際交流財団	文化国際課	* 1
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	地域福祉課	* 1
公益社団法人姫路市シルバー人材センター	労働政策課	* 1
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	観光課	* 1
姫路ウォーターフロント株式会社	企画政策室	
イーグレひめじ管理株式会社	都市計画課	
アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	障害福祉課	
株式会社姫路ポートセンター	産業振興課	

ただし、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センターは、令和6年12月31日に解散されたことから、監査対象外とした。

* 1 補助金、業務委託及び指定管理に係る事務の執行に限る。

(6) 監査の視点

ア 各外郭団体等における監査の視点

- ① 各外郭団体等の財務諸表は、一般に公正妥当な会計基準等に準拠して、適切に作成されているか。
- ② 各外郭団体等の現金預金、未収入金等の資産及び負債の管理は、規定等に準拠して、適切に管理されているか。
- ③ 各外郭団体等におけるガバナンス（内部統制）は有効に機能しているか。
- ④ 各外郭団体等の事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して行われているか。

イ 各外郭団体等の所管部署における監査の視点

- ① 所管部署が実施する有効なモニタリングの仕組みが構築されているか。
- ② 各外郭団体等の所管部署は、姫路市の規則、要綱等に則り適切、有効にモニタリングを行っているか。
- ③ 各外郭団体等に対する補助金の交付や業務委託、指定管理の手続きが姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。

ウ 各外郭団体等を総括的に管理する部署における監査の視点

- ① 市の各外郭団体等を総括的に管理する部署が実施する有効なモニタリングの仕組みが構築されているか。
- ② 市の各外郭団体等を総括的に管理する部署において、管理方法が適切になされているか。

(7) 外部監査の主な手続

- ① 各外郭団体等に往査し、現金等の有価物の現物確認、物品の管理状況の確認等を実施した。
- ② 各外郭団体等に往査し、予算書、決算書、会計帳簿の閲覧及びこれに関する質問等を実施した。
- ③ 各外郭団体等に往査し、契約書、取締役会議事録、株主総会議事録等の資料の閲覧及びこれに関する質問を実施した。
- ④ 各外郭団体等に対する補助金の交付、業務委託、指定管理に関する資料の閲覧及びこれに関する質問を実施した。
- ⑤ 所管部署による各外郭団体等に対するモニタリングに関する資料の閲覧、また、姫路市の各外郭団体等を総括的に管理する部署による各外郭団体等に対するモニタリングに関する資料の閲覧及びこれらに関する質問を実施した。

2 「監査の結果」及び「意見」の件数

「監査の結果」＝ 是正・改善を求める事項

「意見」＝ 改善について検討を求める事項

内 訳	章	監査の結果 (件数)	意 見 (件数)
出資比率が4分の1以上の外郭団体(各論)	第3章	60	54
出資比率が4分の1未満の外郭団体(各論)	第4章	10	5
出資比率が4分の1以上の他の出資法人	第5章	19	24
全般的意見	第6章	0	5
計		89	88

3 「監査の結果」及び「意見」のあらまし

(1) 監査の結果

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
第3章 出資比率が4分の1以上の外郭団体（各論）		
第1節 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構		
結果3-1	業務委託契約について（所管部署） 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において事前に詳細な見積書が入手されていない。契約金額の妥当性を契約前に検証することは必須事項であり、事前に詳細な見積書を入手し、その金額の妥当性を検証する必要がある。	35
結果3-2	業務委託契約について（所管部署） 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において、市が業務委託を行うにあたり、支出内容を把握することも重要であるが、最も重要なことは、各事業を実施した結果の把握である。それには事業ごとの実績報告書の提出を求める必要がある。	35
結果3-3	賞与引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。また、賞与引当金計上額に見合う社会保険料も合わせて計上する必要がある。なお、規程には賞与の支給対象期間が明確でないため、規程を整備し、明確にする必要がある。	37
結果3-4	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて（団体） 建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を市に提出するように改善する必要がある。	37
結果3-5	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて（所管部署）	37

整理番号	内 容	頁
	市は、仕様書で業務受託者に建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	
結果3-6	広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて（団体） 警備計画書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、業務受託者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。	38
結果3-7	広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で業務受託者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるよう業務受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	38
結果3-8	市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて（団体） 測定結果報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、当該測定結果報告書を市に提出するように改善する必要がある。	39
結果3-9	市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて（所管部署） 市は仕様書で結果報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、当該測定結果報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	39
結果3-10	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） 月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間警備計画書を再委託先から入手するなどして市に提出するように改善する必要がある。	39
結果3-11	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	39
結果3-12	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（団体） 清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、清掃業務に係る月間作業計画書を市に提出するように改善する必要がある。	40
結果3-13	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	40
結果3-14	市民会館の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体） 設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和5年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。	42
結果3-15	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、自主事業を実施しようとしていたにも関わらず、自主事業に関す	42

整理番号	内 容	頁
	る事業計画書を提出していない。自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。	
結果3-16	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	42
結果3-17	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、市に月間警備計画書を提出できていない。月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、再委託先からの月間警備計画書の入手・未入手にかかわらず、市に提出するように改善する必要がある。	43
結果3-18	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間警備計画書を提出するよう再委託先を指導する必要がある。	43
結果3-19	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	43
結果3-20	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） 清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、再委託先からの月間作業計画書（定期作業等）の入手・未入手にかかわらず、月間作業計画書（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。	44
結果3-21	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、再委託先に対し清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう再委託先を指導する必要がある。	44
結果3-22	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のままは正措置が取られておらず、月間作業計画書（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	44
結果3-23	花の北市民広場の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体） 設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和5年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。	45
結果3-24	地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体） 自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。	45

整理番号	内 容	頁
結果3-25	地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	45
結果3-26	地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ（団体） 警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。	46
結果3-27	地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	46
結果3-28	地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ（団体） 警備（業務）報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、警備（業務）報告書を市に提出するように改善する必要がある。	47
結果3-29	地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に警備報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備（業務）報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	47
結果3-30	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） 清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間作業計画（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。	47
結果3-31	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。	47
結果3-32	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（団体） 業務報告書は、委託業務の受託者に対する市の業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、受託者である振興機構は、業務報告書を市に提出して検収を受けるように改善する必要がある。	48
結果3-33	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で委託業務の受託者に業務報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、業務報告書を提出させるよう受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。	48
結果3-34	総合センター清掃等業務委託の総合センター清掃等業務委託料精算書の条文番号記載誤りについて（団体） まちづくり振興機構が作成した令和5年度（令和6年3月31日付）の総合センター清掃等業務委託料精算書の本文を見ると、「総合センター清掃等業務委託契約約款第10条の規定に基づき、下記のとおり精算します。」と記されており、総合センター清掃等業務委託契約約款の根拠条文番号が間違っている。当該本文における「第10条」の文言を「第11条」に訂正する必要がある。	49
第2節 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団		
結果3-35	計算書類の注記に関する事業団経理規程の規定について（団体）	83

整理番号	内 容	頁
	事業団経理規程第59条第1項の規定を現行の会計基準第29条第1項の規定の内容と整合性が保たれるように改正するとともに、事業団経理規程第59条第2項の規定も同条第1項の規定の内容と整合性が保たれるように改正する必要がある。	
結果3-36	資金運用規程について（団体） 全国社会福祉法人経営者協議会による「平成29年版「社会福祉法人モデル経理規程」」を参考にして、「資金運用規程」設け、基本原則を定める必要がある。	85
結果3-37	資金収支計算書における決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について（団体） 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を作成するにあたり、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、事業団自らが「著しい差異」があるかどうかの基準を設定して、差異が著しいかどうかを判断し、差異が著しいと判断した場合には、その理由を備考欄に記載する必要がある。	86
結果3-38	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙3(㉑)）の記載区分について（団体） 運用上の取り扱いの別紙3(㉑)で示されている様式通りの拠点区分事業活動明細書を作成する必要がある。	87
結果3-39	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙3(㉑)）の標題について（団体） 運用上の取り扱いの別紙3(㉑)で示されている通りに拠点区分事業活動明細書の標題に当該拠点区分の名称を明示する必要がある。	87
結果3-40	就労支援事業に関する附属明細書の記載について（団体） 就労支援事業別事業活動明細書（別紙3(㉒)）、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙3(㉒-2)）、就労支援事業明細書（別紙3(㉓)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙3(㉓-2)）について、運用上の取り扱いの別紙3(㉒)、別紙3(㉒-2)、別紙3(㉓)及び別紙3(㉓-2)で示されている様式通りに表頭に拠点区分（の名称）を記載する必要がある。	88
結果3-41	児童センターの小口現金について（団体） 「定期預金・普通預金明細」については、預金口座の網羅性を確保するという観点及び使用頻度の少ない預金口座を利用した不正を防止するという観点から、残高がゼロである口座も記載の対象とする必要がある。	89
結果3-42	ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替払用現金の会計処理について（団体） ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替用現金を使用した立替払い及び立替金の入所者からの返還について、会計伝票を作成したうえで会計記録を行うことが必要である。	91
結果3-43	いわゆる「金種表」を作成していない拠点区分について（団体） 小口現金を設けている拠点区分では、いわゆる金種表を作成して、小口現金の現物のカウントをした結果を残しておく必要がある。	92
結果3-44	通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース取引について（団体） リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、必ずそのように判断した経緯を書面に記録しておく必要がある。	92
結果3-45	2023年会計年度末（2024年3月31日現在）の事業団の退職給付支給基準に基づく退職一時金に係る退職給付引当金の計上額について（団体） 2024年会計年度末（2025年3月31日）までに、2024年3月31日時点の退職給付引当金残高があるべき金額である419,495,291円となっている状態に是正する必要がある。	94
結果3-46	財政調整積立金及び財政調整積立資産の会計処理について（団体） 当期末繰越活動増減差額からのその他の積立金の積立て及びその積立て額に見合うその他の積立資産の積立てを、当該当期末繰越活動増減差額の発生した年度の計算書類に反映させる必要がある。	95
結果3-47	講師への謝礼等について（団体） 講師に支払っている労務の対価が請負契約等として事業所得又は雑所得に該当する可能性が高い場合は、「報酬・料金」として所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することが必要で	96

整理番号	内 容	頁
	ある。	
結果3-48	収益計上に係る拠点区分間取引について（団体） 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。	96
結果3-49	費用計上に係る拠点区分間取引について（団体） 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。	97
結果3-50	総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託について（所管部署） ウェブサイトの「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの「委託した事務」の記載内容と「業務委託仕様書」に記載されている委託業務の内容に相違が生じないように、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの記載内容を見直すことが必要である。	98
第3節	公益財団法人姫路市中小企業共済センター	
結果3-51	金庫内の現物数量管理について（団体） 会員に販売する各種チケットやプリペイドカードについては、定期的な棚卸が行われていないが、これらは金銭に近い性質を持つ物であり不正に関するリスクが相対的に高いものと考えられるため、定期的な棚卸を実施するよう体制を構築する必要がある。	120
結果3-52	チケット代等の代金受領事務について（団体） チケット代等の受領について、現在の取り扱いは後払いによるものとなっており、当該チケット等と引き換えに受領していない。チケット等を引き渡したものの代金が未収となっているものがあるため、代金の受領方法について取扱いルールの見直しの検討を進める必要がある。	122
第4節	公益財団法人姫路市救急医療協会	
結果3-53	レセプト査定の実施について（所管部署） レセプト請求に係わる収入額が適切であることを確認する必要がある。そのため、業務仕様書の記載を見直し、レセプト請求に対する入金額の差異原因調査結果を市へ報告する体制を整備することが必要と考えられる。	131
結果3-54	簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について（団体） 作成された年度の費用として処理しているが、余剰となり使用されずに保管されているテレホンカードは、費用計上ではなく資産として計上する必要がある。	132
結果3-55	簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について（団体） 保管されているテレホンカードは、受払簿や残高明細を作成し、適切に管理する必要がある。	132
結果3-56	再委託契約書等の適時入手について（団体／所管部署） 急病センター運営に係る指定管理業務の業務仕様書で求められている通り、業務実施前に契約書及び業務仕様書の写しを市に提出する必要がある。市は毎年度業務開始前に契約書等を提出するように協会に対し要求し、適時に入手のうえ再委託契約内容を把握しておく必要がある。	133
結果3-57	N A Sのバックアップの実施について（団体） 管理・総務業務に関するデータを保管しているN A Sについても適時にバックアップを取得しておく必要がある。	134
結果3-58	規程間の記載不整合等について（団体） 処務規定と財務規程に定める書類の保管期間が規程間で整合していない。規程間での記載を整合させる必要がある。	134
結果3-59	規程間の記載不整合等について（団体） 財務規程に記載されている棚卸資産の評価方法を財務諸表に記載されている最終仕入原価法に修正することが必要である。	134

整理番号	内 容	頁
結果3-60	市貸与品の備品台帳反映について（所管部署） 市では、協会から廃棄連絡等固定資産の異動情報を入手した場合は、備品台帳への反映を速やかに実施する必要がある。	136
第4章 出資比率が4分の1未満の外郭団体（各論）		
第1節 公益財団法人姫路市文化国際交流財団		
結果4-1	国際交流助成事業に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署） 補助金の支給対象に嘱託職員の賃金等を含む必要があるのであれば交付要綱第4条を改訂し補助対象経費に明記する必要がある。	145
結果4-2	文化振興事業補助金に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署） 補助金支給対象の事業費が補助対象経費のみであることの確認を行うとともに、交付要綱第4条を改訂し、補助対象経費に正規・嘱託職員の賃金を明記する必要がある。	146
第2節 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会		
（記載すべき事項なし。）		
第3節 公益社団法人姫路市シルバー人材センター		
結果4-3	仕様書の別紙図面の添付漏れについて（所管部署） 生涯学習大学校立体駐車場出入庫等車両管理業務委託契約書の仕様書において、業務の実施場所を特定するため、「1 実施場所 生涯学習大学校立体駐車場東出入口ゲート付近（別紙図面のとおり）」と記載があるが、仕様書に別紙図面は添付されていなかった。契約時には、添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。	162
結果4-4	委託契約における「市担当者の指示に従う」との記載について（所管部署） 生涯学習大学校駐車場管理業務委託契約の仕様書において、現場の市職員からシルバー人材センターの業務従事者に対し、直接業務に関する指示を出す場合があることを前提とした記載があるところ、業務委託において、委託者（姫路市）は、受託者（シルバー人材センター）の業務従事者を直接指揮命令することはできないため、当該記載は削除するべきである。	162
結果4-5	仕様書の別紙業務報告書の添付漏れについて（所管部署） 飾磨支所・南保健センター駐車場等整理業務委託契約の仕様書において、「1 作業内容（詳細は別紙業務報告書による）」と記載があるものの、仕様書には別紙業務報告書が添付されていなかった。 業務委託契約において、具体的な業務内容は重要事項であるため、仕様書に添付することにより、契約当事者間で明確にしておくべきである。契約時には添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。	163
結果4-6	処分伝票の未提出について（団体/所管部署） 北部3町内市道除草作業業務委託契約の仕様書において、処分した草の処分伝票を委託業務完了報告書に添付して提出することになっているが、処分伝票の提出がされていなかった。 市は、委託した業務が確実に実行されたかどうかを確認するため、仕様書どおり、処分伝票の提出を求めるべきであり、シルバー人材センターにおいては提出漏れのないように注意する必要がある。	163
結果4-7	一者随契の理由の記載の仕方について（所管部署） 家島診療所管理業務委託契約の一者随契の理由の記入欄に「診療所の宿直業務は救急患者対応等特殊な業務であるので委託先が変わると業務が低下するおそれがある。」と記載されているが、契約規則第21条各号のいずれに該当するか不明確であり、一者随契の理由の記載の仕方としては不適切である。 よって、一者随契にできる根拠として、契約規則第21条各号のいずれかに該当する理由を記載する必要がある。	164
第4節 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー		
結果4-8	再委託の承諾書の未徴収について（所管部署）	172

整理番号	内 容	頁
	大手前通りイルミネーションPR業務委託契約において、ポスターやチラシを印刷する業務を外部に発注する際には、業務委託契約約款第3条第2項に基づき、再委託の承諾書を交付する必要がある。	
結果4-9	業務報告等の不備について（所管部署） 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローに対して、いつどのような業務を行ったかを明確にし、かつ拠点施設の利用状況を記載した報告書の提出を求めるべきである。	173
結果4-10	施設の鍵の管理方法の不備について（所管部署） 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローよりボランティア団体に、年間を通じて拠点施設の出入口の鍵を貸与したままとするのは施設の管理方法として不適切である。 市は、観光コンベンションビューローによる拠点施設の鍵の管理方法について見直す必要がある。	174
第5章 出資比率が4分の1以上の他の出資法人		
第1節 姫路ウォーターフロント株式会社		
結果5-1	小口現金の实地調査について（団体） 現金の在 high は、毎日实地調査し、帳簿残高と照合しなければならないと規定されているが、毎日実施する必要がないのであれば、会計規程を現状の実施回数に見直すべきである。	180
結果5-2	領収書の使用について（団体） 不正利用（現金の横領等）を防止する観点から、領収書を書き損じた場合、書き損じた領収書の原本に×印を記載し、控えとともに領収書の原本を保存しておくべきである。	180
結果5-3	前渡金及び小払い資金について（団体） 決算書の貸借対照表上においては、前渡金として表示している釣り銭及び小払資金を現金・預金に含めて表示すべきである。	181
結果5-4	ゴルフ用品の在庫の未計上について（団体） 令和4年度及び令和5年度の仕入高は損益計算書に計上されているが、貸借対照表には商品在庫は棚卸資産には含まれていない。来期以降は期首及び期末の商品在庫金額を加味して、商品に係わる売上原価を正しく計算する必要がある。	181
結果5-5	食堂収入について（団体） 1食あたり800円を振り替える必要があるが、実際には一食あたり600円しか振り替えていなかった。今後は適正な売上金額を計上するべきである。	182
結果5-6	たな卸資産の評価方法（団体） 法人が定めた方法に基づいて適正にたな卸資産の金額を算定する必要がある。	182
結果5-7	退職給付引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、退職給付引当金の計上が必要である。	182
第2節 イーグレひめじ管理株式会社		
結果5-8	建物管理委託契約の変更契約について（団体） 管理組合法人との建物管理受託契約との一部変更契約書には、「…建物管理委託契約書の一部を次のとおり変更する。」と記載され、原契約の委託料からの増額を意味する内容となっているが、正しくは、前年度の一部変更契約で決まった委託料からの、再度の増額となっているため、実際の変更内容と異なる契約書になっている。「前年度の一部変更契約を次のとおり変更する。」と訂正するべきである。	191
結果5-9	委託料の毎月の支払額について（団体） 一部変更契約は、「毎月次のとおり支払う。」と記載されているが、支払額は、「年額…」と記載されているのみで、増額後の月毎の委託料の記載がない。一部変更契約書には、増額後の月毎の委託料を記載するべきである。	192

整理番号	内 容	頁
第3節	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	
結果5-10	取締役会の開催頻度について（団体） 取締役会設置会社は、会社法第363条第2項において、3ヵ月に1回以上取締役会を開催しなければならないと規定されているが、年に1回しか取締役会が開催されていない。規定に則り、3ヵ月に1回以上取締役会を開催する必要がある。	199
結果5-11	賞与引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が必要である。	200
結果5-12	損益計算書の注記について（団体） 次年度以降の決算書の個別注記表には会社計算規則に従い、関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高を記載する必要がある。	200
結果5-13	業務委託契約について（団体） 当団体は親会社等の関係会社と業務委託契約を締結しているが、見積書、仕様書及び業務報告書が入手されていない。今後は契約に当たっては見積書を入手し、契約の詳細を定めた仕様書を作成し、業務完了時には業務の実施状況がわかる実績報告書を入手するなど適正な契約管理を実施する必要がある。	201
第4節	株式会社姫路ポートセンター	
結果5-14	株主総会議事録の原本保管について（団体） 定時株主総会議事録の原本はなく控えが保管されている状況であった。会社法318条第2項において、株主総会の日から10年間議事録の原本を本店に備え置かなければならないと規定されている。よって、議事録を再度作成するか、法務局から返却を受ける等して、早急に議事録の原本を保管する必要がある。	210
結果5-15	取締役会の開催頻度について（団体） 当法人は、取締役会設置会社であるため、会社法第363条第2項の規定に則り、3ヵ月に1回以上取締役会を開催する必要がある。	210
結果5-16	取締役会の開催頻度について（団体） 会社が作成した取締役会規則第2条では、取締役会は、年2回これを開催すると規定されており、会社法第363条第2項の規定と不整合であり、取締役会規則を見直す必要がある。	210
結果5-17	定期積金の流動・固定区分について（団体） 3つの定期積金すべてが流動資産区分の現金及び預金として計上されていた。これらは、すべて満期日が決算日より1年を超えるものであり、固定資産区分の長期性預金として計上すべきである。	212
結果5-18	日直・宿直、清掃業務委託について（団体） 日直・宿直、清掃についての業務委託について、具体的な業務内容を記載した仕様書は存在しなかった。仕様書は、詳細な内容を記載した契約書を補完する重要なものである。シルバー人材センターとの契約の取り決めを適切に文書（仕様書）として残す必要がある。	212
結果5-19	日直・宿直、清掃業務委託について（団体） 日直・宿直、清掃についての業務委託について、シルバー人材センターからの請求書と就業報告書との照合が行われていなかった。したがって、毎月請求書の作業時間と就業報告書の作業時間との照合を行うべきである。	212
第6章 全般的意見		
第1節	監査対象部署に共通する意見	
	（記載すべき事項なし。）	

(2) 意見

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
第3章 出資比率が4分の1以上の外郭団体（各論）		
第1節 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構		
意見3-1	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を仕様書では求めている。月間警備計画書の提出を任意とするのではなく義務とするため、月間警備計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。	39
意見3-2	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 令和6年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し月間警備計画書の提出を求めている。しかし、保安警備業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の警備業務報告書だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することができないため、事前に警備計画書の提出を求めるほうが望ましいので、仕様書において警備計画書の提出を求めることを検討する必要がある。	39
意見3-3	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（団体） まちづくり振興機構は、再委託先から清掃実施予定表の提出を受けてはいたが、再委託先への仕様書には清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項がない。提出を任意とするのではなく義務とするため、清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。	40
意見3-4	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（所管部署） 令和6年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し清掃業務に係る作業計画書の提出を求めている。しかし、清掃業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の業務報告書（清掃業務報告書）だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することが難しい場合が多いので、事前に作業計画書の提出を求めるほうが望ましい。そのため、仕様書において清掃業務に係る作業計画書の提出を求めることを検討する必要がある。	40
意見3-5	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。	48
意見3-6	白浜グラウンド管理運営業務委託の仕様書における業務報告書の報告内容に関する規定について（所管部署） 仕様書においては、まちづくり振興機構は、業務報告として、業務実績を明らかにするため、毎月、必要な書類を市に提出し、検査を受けることとされている。しかし、「必要な書類」という表現は、曖昧であり、仕様書の指示事項としては、望ましいものではない。市は、仕様書の文言を改め、具体的な報告項目又は報告内容を示すことを検討する必要がある。	49
意見3-7	白浜グラウンド管理運営業務委託のスポーツ広場設置要綱の制定について（所管部署） 公の施設ではなく、設置条例がないため、設置目的、設置基準、管理、利用方法などを定めた基準がない。市は、スポーツ広場に係る要綱を定めて、受託者であるまちづくり振興機構に提示することを検討する必要がある。	50
意見3-8	白浜グラウンド管理運営業務委託の白浜グラウンドの所管部署について（所管部署） 白浜グラウンドは上下水道局が所管し、行政財産となっているが、スポーツ振興室が上下水道局から使用承認を受けて、スポーツ広場として一時的に活用している。しかし、長期間、上下水道局の施設は建設されていない。上下水道局の施設が建設される見込みがないのであれば、スポーツ広場に目的を変更して、所管もスポーツ振興室に変えることを検討することが望まれる。	50
意見3-9	広畑体育館管理運営業務委託の広畑体育館の特別利用料に関する承認手続について（所管部署）	50

整理番号	内 容	頁
	<p>広畑体育館の利用料や特別利用料については、市において決定されているが、その決定は慎重になされなければならない。そのため、委託契約の承認手続に先立って、利用料や特別利用料を審査対象項目とした議案の決裁を行うのが望ましい。利用料に関しては、利用料を審査対象項目とした承認手続が行われていたが、特別利用料に関しては、特別利用料を審査対象項目とした承認手続は行われていなかった。特別利用料についても、特別利用料を審査対象項目とした承認手続を行うことを検討することが望まれる。</p>	
意見3-10	<p>市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告書の一部検収印もれについて（団体）</p> <p>検収印のない飲料水遊離残留塩素測定報告書及び簡易専用水道定期検査報告書について、まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、検収印がないので、監査では、検収の事実を確認することができなかった。検収をした場合には、必ず検収印を押印することを検討する必要がある。</p>	51
意見3-11	<p>市民会館の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体）</p> <p>年次の自主事業実施報告書は、文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討するべきである。</p>	51
意見3-12	<p>市民会館の指定管理業務の仕様書の大ホール舞台設備の操作及び保守業務に関する記述について（所管部署）</p> <p>市は、仕様書の文言について、現在の運用を認めるのであれば、指定管理者がホール設備等使用明細書の検収をするように変えることを検討する必要があるとあり、市への報告を求めるとであれば、ホール設備等使用明細書の提出先を市と明示して、市がホール設備等使用明細書を検収する方法に変えることを、市は検討する必要がある。</p>	52
意見3-13	<p>市民会館の指定管理業務の大ホール舞台音響設備の点検業務の報告書について（所管部署）</p> <p>市のみ（館長の検収印なし）の検収と館長のみの検収が混在している状況なので、市が当該報告書の提出を受け、市（及び指定管理者）が検収をするべきなのか、あるいは、指定管理者に検収を委ねるべきなのか、どちらにすべきかをはっきりさせて、仕様書に決めた方法を明示することを、市は、検討する必要がある。</p>	53
意見3-14	<p>市民会館の指定管理業務の会館責任者への報告書の提出という文言について（所管部署）</p> <p>指定管理者業務仕様書においては、「会館責任者に提出すること」や「会館責任者に報告書を提出すること」などの記載があるが、姫路市市民会館の館長は、指定管理者の職員なので、仕様書の文言としては、ふさわしいものではない。市への報告を求むる趣旨の記載であるのであれば、市に提出させる文言に修正して市が検収することを検討する必要があるとあり、指定管理者のチェックに委ねる趣旨の記載であれば、多くが再委託されているということもあり、指定管理者がチェックしたり、検収したりする旨の文言に規定を変えることを、市は、検討する必要がある。</p>	53
意見3-15	<p>市民会館の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署）</p> <p>処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。</p> <p>そのため、市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。</p>	54
意見3-16	<p>市民会館の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署）</p> <p>文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は姫路市市民会館条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養</p>	55

整理番号	内 容	頁
	講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。	
意見3-17	市民会館の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 現在、姫路市市民会館の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が60.9%と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。	56
意見3-18	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体） 箏曲以外の文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。	56
意見3-19	花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体） まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。	57
意見3-20	花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（所管部署） 市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。	57
意見3-21	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について（団体） 業務報告書を市に提出していないので、まちづくり振興機構は、大ホール設備の操作及び保守業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。	57
意見3-22	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について（所管部署） 市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。	57
意見3-23	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール舞台吊物機構の点検業務に係る報告書について（所管部署） 指定管理者業務仕様書においては、大ホール舞台吊物機構の点検業務について、点検の日時、工程等を係員と打ち合わせし、点検作業及び故障修理等が完了した場合は、すみやかに報告書を係員に提出することとなっているが、係員が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の係員とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、係員と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。	58
意見3-24	花の北市民広場の指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署） 指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、花北広場に報告書を提出することとなっているが、花北広場（花の北市民広場のこと）が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の花北広場の担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、花北広場と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。	58
意見3-25	花の北市民広場の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署） 処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。	59

整理番号	内 容	頁
	市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。	
意見3-26	花の北市民広場の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署） 文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、姫路市花の北市民広場条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。	60
意見3-27	花の北市民広場の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が57.7%と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。	61
意見3-28	地区市民センターの指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体） 城乾市民センターの茶道以外の文化教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。	61
意見3-29	地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体） まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。	62
意見3-30	地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（所管部署） 市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。	62
意見3-31	地区市民センターの指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署） 指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、各センターに報告書を提出することとなっているが、各センターが誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の各センターの担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、各センターと記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。	62
意見3-32	地区市民センターの指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署） 処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。 市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。	63
意見3-33	地区市民センターの指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署） 文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。	64
意見3-34	地区市民センターの指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 現在、姫路市城乾市民センター等の指定管理者の選定は、非公募により行われおり、これら以外の地区市民センターの指定管理者が公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。	65
意見3-35	総合センター清掃等業務委託の委託料の精算について（団体）	65

整理番号	内 容	頁
	<p>市は、総合センターの清掃業務、窓口業務などの業務を、まちづくり振興機構に委託している。総合センター清掃等業務委託契約約款において、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされており、まちづくり振興機構は、業務完了後、委託料精算書作成し、市に提出して精算している。</p> <p>委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10%加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。</p>	
意見3-36	<p>総合センター清掃等業務委託の日常清掃・受付業務報告書の確認印について（団体）</p> <p>受託業務したまちづくり振興機構は、「日常清掃・受付業務報告書」を従事者に作成させ、業務報告書に添付することになっており、「日常清掃・受付業務報告書」は、日次ベースの事業所長確認印欄が設けられている。</p> <p>令和5年度の「日常清掃・受付業務報告書」を閲覧したところ、7カ所の総合センターのうち6カ所は、日次ベースで事業所長確認印が押印されていたが、1カ所の総合センターは、7月と11月を除き、月次ベースで欄外などに押印されていた。</p> <p>当該1カ所の総合センターについても、「日常清掃・受付業務報告書」の事業所長確認印を、日次ベースで押印することを検討する必要がある。</p>	66
意見3-37	<p>図書館分館奉仕等業務委託の指定管理者制度の導入検討について（所管部署）</p> <p>姫路市立図書館の分館（全部で14分館）のうち、10カ所の分館に係る図書館分館奉仕等業務が、一者随意契約により、まちづくり振興機構に委託されている。</p> <p>姫路市立図書館の分館のうち、飾磨分館、網干分館、広畑分館及び安富分館については、指定管理者制度が導入されており、民間事業者が指定管理者となっている。これらの分館は、ホール等が併設されており、ホール等の管理業務が加わっているものの、図書館業務も指定管理業務に含まれている。図書館業務に指定管理者制度が導入できているので、現在の随意契約理由は、成り立ちにくくなっている。</p> <p>市は、まちづくり振興機構に委託している図書館分館奉仕等業務委託業務について、今後、指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。</p>	67
意見3-38	<p>図書館分館奉仕等業務委託の委託料の精算について（団体）</p> <p>まちづくり振興機構に委託されている図書館分館奉仕等業務委託について、同約款において、委託料は委託業務完了の確認後、精算するものとされている。</p> <p>委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10%加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。</p>	67
意見3-39	<p>姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業（団体）</p> <p>当ゴルフ場の大きな課題の一つである施設及び設備等の老朽化対策については、まちづくり振興機構はその改修資金として、令和5年度末に約120,000千円を積み立てているが、ゴルフ場の規模からみて十分とはいえない。まちづくり振興機構の経営成績等をみながら、積み立ての増額を図る必要がある。また、効率のかつ有効な改修を進めるために、運営会社である姫路ウォーターフロントと協議を重ねながら、長期的な修繕計画を立案し、実行する必要がある。姫路市と連携して、姫路ウォーターフロントの債務超過の解消のために同社の費用負担の軽減等を検討すべきである。</p>	68
意見3-40	<p>姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業（所管部署）</p> <p>姫路市はまちづくり振興機構と連携して、姫路ウォーターフロントの業績回復に最大限の努力をすべきである。具体的には、現在、市は同ゴルフ場用地の最大の面積を有する地主であり、ゴルフ場の施設を所有するまちづくり振興機構から地代約10,000千円を受け取っている。この地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。</p>	68
第2節	社会福祉本陣姫路市社会福祉事業団	
意見3-41	<p>事業団経理規程を実施するために必要な事項について（団体）</p> <p>事業団経理規程を実施するためには、補足しておくことが望ましい事項があるが、全国社</p>	101

整理番号	内 容	頁
	会福祉法人経営者協議会が2017（平成29）年1月31日付けで公表している「社会福祉法人モデル経理規程細則」を参考資料のひとつとして活用し、事業団の事情に応じた補足事項についての独自の規定を定めることが望まれる。	
意見3-42	経理規程における重要性の基準について（団体） 事業団経理規程の第40条第4項、第55条及び第56条における重要性の判断にあたっての一定の基準を設け、文書により明らかにしておくことが望ましい。	101
意見3-43	金種別表への押印について（団体） 小口現金の実際残高の証憑となる「金種別表」には、担当者（出納職員）と拠点の会計責任者である所長（施設長）が押印することが望まれる。	102
意見3-44	会計伝票の記載事項について（団体） サービス区分を設定している拠点区分の会計伝票の記載事項にサービス区分を含めることが望ましい。	102
意見3-45	リース契約書について（団体） リース契約にあたって書面を取り交わす際には、リース契約のしくみについて再度確認するとともに、一般的ではない契約書を手にした場合は、その内容を調査したうえで、その書面が当該契約において必要なものであるかどうかについて、慎重に検討することが望まれる。	103
意見3-46	リース契約の見積書について（団体） リース契約に先立って見積書を手にする際には、見積価格が妥当であるかどうかの検証や、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するのかオペレーティング・リース取引に該当するのかについての判断を行うにあたって有用な見積書を手にするのが望ましい。	106
意見3-47	賞与引当金に対応する社会保険料等について（団体） 賞与を支給する場合には、必ず社会保険料及び労働保険料が発生するが、これについても金額を合理的に見積もることができるため、これらの保険料の法人負担分についても賞与引当金を計上することが望ましい。	108
意見3-48	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の記載事項について（所管部署） 姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の中に、入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等について、指定管理者として行う業務の範囲及び内容として記載することを検討することが望ましい。	108
意見3-49	姫路市立障害者支援センター等の指定管理者業務について（所管部署） 指定管理業務の範囲及び内容を明確にするため、指定管理者業務仕様書における介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援給付費の請求等に関する業務の記載内容を見直すことが望ましい。	109
意見3-50	障害者体育館及び障害者やすらぎルームにおける使用料の取り扱いについて（団体／所管部署） 障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれることのないようにするため、当該使用料の取り扱いに関する業務の範囲と内容について整理するとともに、指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書の記載の内容についての見直しを検討することが望ましい。	111
第3節 公益財団法人姫路市中小企業共済センター		
意見3-51	理事会への出席について（団体） みなし決議が行われた理事会を除くとほぼ全ての理事会で複数の欠席者が発生しており、かつ、継続的に欠席している理事も存在する。理事が出席しやすいよう日程調整を行うとともに、それでも出席が困難な理事については、理事としての適格性について共済センターとしての結論を出し、これに応じた対応を行うことが望ましい。	124
意見3-52	業務委託に係る稟議における複数見積もりの取得について（団体）	126

整理番号	内 容	頁
	業務委託については、契約内容について適切に検討を行ったものであっても、その検討過程などを記録として残しておくことが望ましい。特に、外形的に取引の適正性に疑念の生じやすい契約については複数見積もりを取得するなど、十分な根拠を残しておくべきである。また、業務範囲についても契約書において明確に定めることが望ましい。	
第4節	公益財団法人姫路市救急医療協会	
意見3-53	公益目的事業比率の見直しについて（団体） 正味財産増減計算書内訳表等の公益目的事業と法人会計との按分比率について、過年度に採用した按分比率を鵜呑みにすることなく、事業環境の変化や配賦基準の変化を踏まえて適切なものとなっているかどうかの見直しを定期的実施することが望ましい。	137
意見3-54	監事と顧問税理士の兼任について（団体） 協会のガバナンス上、監事と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。	137
第4章 出資比率が4分の1未満の外郭団体（各論）		
第1節	公益財団法人姫路市文化国際交流財団	
	（記載すべき事項なし。）	
第2節	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	
意見4-1	見積書と精算書の内訳項目の整合性について（所管部署） 2つの委託契約（姫路市生活支援体制整備事業業務委託、成年後見委託業務）につき、見積書の内訳項目と精算書の合計金額は一致していたが、内訳項目が一致していないため、内訳項目別に差額が発生しているのかの判別ができなかった。精算金額について、見積書と同じ内訳項目別の精算書を入手し、内訳項目別の差額を把握し、その差額の原因分析をすることは、委託料の妥当性を判断するのに有用である。よって、見積書の内訳項目と一致した精算書を入手することが望ましい。	155
第3節	公益社団法人姫路市シルバー人材センター	
意見4-2	完了報告書添付の写真の撮影位置について（団体／所管部署） あじさいの里管理業務委託契約において、業務完了報告書に添付する写真は、同一の場所を同一の画角で撮影したもので、かつ、どの業務に関する写真なのか分かる説明の記載を求めることが望ましい。	165
意見4-3	委託業務内容の記載について（所管部署） 家島診療所管理業務委託契約の仕様書において、できる限り具体的な業務内容を記載しておくことが望ましい。	166
第4節	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	
意見4-4	仕様書の委託業務の記載の仕方について（所管部署） 大手前通りイルミネーション賑わい創出業務委託契約の仕様書において、再委託に必要な手続き（書面による承諾など）を採らないまま、出店業務を再委託していると捉えられるおそれがあるため、業務内容の記載を「出店イベントの企画運營業務」などと訂正することが望ましい。	175
意見4-5	業務報告書の提出について（所管部署） 観光案内所案内等業務委託契約において、委託した業務内容が適切に履行されたか確認する必要があるため、観光コンベンションビューローに対し、業務従事者の勤務実績などが記載された業務報告書の提出を求めることが望ましい。	175
第5章 出資比率が4分の1以上の他の出資法人		
第1節	姫路ウォーターフロント株式会社	
意見5-1	食堂収入について（団体） 食道部門が実質赤字というのは本来あるべき姿ではないので、客単価のアップの方策の実施、もしくは値上げを検討すべきである。	182

整理番号	内 容	頁
意見5-2	賞与引当金の未計上について（団体）	183
	期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が望まれる。	
意見5-3	法人の今後について（団体）	183
	来場者数は自然環境である天候に左右されるため、安定的に来場者数を増加させることは容易ではないが、今後もさまざまな工夫をされ、安定的な来場者の確保に務めることが望まれる。	
意見5-4	法人の今後について（所管部署）	183
	姫路市が多額の出資する団体であり、同団体が安定して単年度黒字を計上し続けるために市としてもできる援助を実施する必要がある。具体的には、地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。	
第2節	イーグレひめじ管理株式会社	
意見5-5	委託料の毎月の支払額について（団体）	192
	管理組合法人との建物管理受託契約との一部変更契約の変更された内容が客観的に分かりづらいため、変更前と変更後の契約内容をそれぞれ併記することが望ましい。	
意見5-6	建物管理委託契約の見直しについて（団体）	192
	管理組合法人との建物管理委託契約書の第10条第1項に「第3条第5号の業務」と記載があるが、第3条第5号は存在しないため、削除することが望ましい。	
意見5-7	管理経営業務委託契約書の見直しについて（団体）	192
	再委託先と締結している管理経営業務委託契約書において、物件所有者名がすでに解散した「お城本町市街地再開発組合」の表示のままとなっており、また、契約締結から20年以上が経過しているため、見直しを検討することが望ましい。	
意見5-8	経理規程について（団体）	193
	経理規程がないため、早急に作成することが望ましい。	
意見5-9	再委託の書面による承諾について（団体）	193
	一般的な業務委託契約書の再委託禁止条項では、例外的に委託者の承諾を得て再委託を行う場合、承諾の有無が問題にならないよう、承諾を書面によって行うと定めていることが多い。しかし、日本管財との建物総合管理業務委託契約書では承諾を書面で行うことを求める記載となっていないため、「甲の書面による承諾」と訂正することが望ましい。	
意見5-10	契約期間の定めについて（団体）	193
	日本管財との建物総合管理業務委託契約書において、契約期間の定めを設けた条項を設けることが望ましい。	
意見5-11	空きテナントについて（団体）	193
	管理株式会社が所有している空きテナントについて、積極的にテナント探しを行うか、テナント以外の利用方法を検討するなど有効利用に努めることが望まれる。	
意見5-12	指定管理者の公募方法について（所管部署）	194
	市民プラザの指定管理者の公募入札において、初回を除いて1者しか応募がない状況が続いているため、応募が増えるような工夫を検討することが望ましい。	
意見5-13	指定管理者の選定の審査基準について（所管部署）	194
	市民プラザの指定管理者の業務の大部分は施設の維持管理業務であることから、指定管理者の選定の際の審査基準が適切かどうか見直すことが望ましい。	
意見5-14	駐車場料金について（所管部署）	195
	市民プラザの施設利用者について、駐車場料金の減免などを検討することが望ましい。	
意見5-15	施設利用状況調書の稼働率について（団体／所管部署）	195
	指定管理者が所管課に報告している市民ギャラリー・市民アリーナの施設利用の稼働率については、利用可能枠数に対する実利用枠にて算出した稼働率の報告を求めることが望まし	

整理番号	内 容	頁
	い。	
第3節	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	
意見5-16	未払法人税等に係わる決算書の表示について（団体） 次年度以降の決算書の作成にあたっては、「法人税等充当金」及び「法人税等充当額」を「未払法人税等」及び「法人税、住民税及び事業税」の科目で表示する必要がある。	203
意見5-17	監査役と顧問税理士との兼務について（団体） 監査役と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。	204
意見5-18	当団体の今後について（団体） 障害者がいなくなった段階で、姫路市からの出資を他者に置き換える等を検討することが望まれる。	204
意見5-19	当団体の今後について（所管部署） 障害者がいなくなった段階で姫路市は当団体の財政状態を反映した時価で保有株式を外部に売却する等を検討することが望まれる。	204
第4節	株式会社姫路ポートセンター	
意見5-20	会計マニュアルについて（団体） 会計規程に会計業務の具体的なマニュアルがない。現在の担当者は、前任者から口頭で引継を受け、業務を実施しているとのことであるが、引継漏れや適切な引継ができるように、具体的なマニュアルを作成することが望ましい。	213
意見5-21	退職給付引当金・役員退職慰労引当金の未計上について（団体） 社員への退職金については、退職給与金支給規程第2条、役員の退職慰労金については、定款第24条に従い、適正な期間損益の観点から、金額的重要性を勘案し、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。	213
意見5-22	駐車場の賃貸借契約書について（団体） 駐車場の賃借料の支払条件について、現金の持参、口座振込、口座引落の3パターンあり、どれも可能である。この実際の支払条件については、賃貸借契約書と不整合である。したがって、支払条件が賃貸借契約書と不整合であるものについては、賃貸借契約書を修正することが望ましい。	214
意見5-23	領収書の使用について（団体） 領収書の使用にあたり、領収書にナンバリングがなされていなかった。不正利用（現金の横領等）を防止するためには、領収書にはナンバリングをし、ナンバリング管理することが望ましい。	214
意見5-24	本社ビルの老朽化について（団体） 本社ビルはかなり老朽化している。特に、同ビルには、定期船待合スペースや貸会議室、テナント入居している企業事務所などがあり、恒常的な利用があるため、同ビル利用者の安全確保のためにも、適切な施設管理が望まれる。	214
第6章 全般的意見		
第1節	監査対象部署に共通する意見	
意見6-1	姫路市の条例における「外郭団体」という用語の使用について（企画政策室、人事課） 地方自治体における外郭団体については、一般に明確な定義はないとされている。姫路市まちづくりと自治の条例には「外郭団体」の定義を規定した条項はなく、姫路市行政組織規則には、「外郭団体等」の定義を規定した条項はない。したがって、姫路市は、姫路市まちづくりと自治の条例及び姫路市行政組織規則に外郭団体の定義を規定するように改正する案を立案することが望ましい。	215
意見6-2	地方自治法第221条第3項の地方公共団体の長の調査等の内容の明確化について（行政経営課） 姫路市では、条例により、外郭団体以外の出資法人について、地方公共団体の長の調査等	217

整理番号	内 容	頁
	<p>の対象となる法人等の範囲に含めているところ、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を定めた「ルール」が存在していない。そこで、上記の外郭団体以外の出資法人について、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を外郭団体に対するものと同等とするのか、軽減するのかの検討を行ったうえで、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」の内容を明確にし、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」についての「ルール」を要綱等のかたちで明文化することが望ましい。</p>	
意見6-3	<p>姫路市外郭団体総合調整会議について（行政経営課）</p> <p>姫路市外郭団体総合調整会議において、今回の監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有すること、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有することは、要綱の第1条の目的に大いに役立つものとする。したがって、総合調整会議を開催し、各外郭団体等の間でこのような情報を共有することが望まれる。</p>	220
意見6-4	<p>姫路市外郭団体総合調整会議について（行政経営課）</p> <p>総合調整会議においては、各外郭団体等の事業に関する法令や複式簿記の知識等を有した外部専門家の意見も有用となる。総合調整会議に外部専門家を含めることが望ましい。</p>	220
意見6-5	<p>モニタリングにおけるチェックリストについて（行政経営課）</p> <p>モニタリング方法についての詳細なマニュアル（チェックリスト等）はなく、各所管部署の裁量に任されている。外郭団体要綱第4条において、助言及び指導における留意事項が規定されているが、すべての外郭団体に合致する共通の一般的な留意事項が記載されているのみであり、各外郭団体の事業等に合致したものとなっていない。</p> <p>したがって、有効なモニタリングを実施するためにも、各外郭団体の事業等に合致した詳細なマニュアル（チェックリスト）を作成し、それに基づいてモニタリングを実施することが望ましい。</p>	220